

様式 1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人整理番号		01356		
報告期間	自	令和5年4月1日		
	至	令和6年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人社団御幸会		
		分類	社団（出資持分あり）	
		分類	その他	
		分類	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	分類 から のそれぞれの項目（ は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	熊本市南区	
		町名・番地	御幸笛田二丁目15番6号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成1年6月21日	
	(4) 設立登記年月日		平成1年6月27日	
	(5) 理事長の氏名	姓	深見	
		名	光樹	
		役員及び評議員の人数	7	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

[illegible]

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	深見	光樹	
理事	山本	美季男	
理事	佐藤	信輔	
理事	山本	宗大	
理事	宮田	高雄	夢眠ホスピタルくまもと 管理者
理事	池田	俊	夢眠クリニック熊本西 管理者
監事	花村	亨	

- 注) 1 . 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2 . 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3 . 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3) (G-MIS様式)

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注） １．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 ２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式 2

法人名 医療法人社団御幸会
所在地 熊本市南区御幸笹田二丁目15番6号

医療法人整理番号	01356
----------	-------

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1 . 資 産 額	1,126,716 千円
2 . 負 債 額	1,623,888 千円
3 . 純 資 産 額	497,172 千円

(内 訳)	(単位 : 千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	432,574
B 固 定 資 産	694,142
C 資 産 合 計 (A + B)	1,126,716
D 負 債 合 計	1,623,888
E 純 資 産 (C - D)	497,172

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 医療法人社団御幸会
所在地 熊本市南区御幸笛田二丁目15番6号

医療法人整理番号 01356

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	432,574	流動負債	514,441
現金及び預金	107,409	支払手形	0
事業未収金	201,745	買掛金	29,994
有価証券	0	短期借入金	400,000
たな卸資産	10,935	未払金	49,786
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	5,689	未払法人税等	389
その他の流動資産	106,796	未払消費税等	986
		前受金	114
		預り金	33,172
		前受収益	0
		その他引当金	0
		その他の流動負債	0
固定資産	694,142		
1 有形固定資産	564,416		
建物	125,471		
構築物	4,459		
医療用器械備品	28,953	固定負債	1,109,447
その他の器械備品	3,123	医療機関債	0
車両及び船舶	0	長期借入金	922,896
土地	171,882	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他引当金	0
その他の有形固定資産	230,528	その他の固定負債	186,551
2 無形固定資産	112,517	負債合計	1,623,888
借地権	40,000	純資産の部	
ソフトウェア	36,122	科目	金額
その他の無形固定資産	36,395	出資金	38,000
3 その他の資産	17,209	積立金	-535,172
有価証券	0	代替基金	
長期貸付金	0	繰越利益積立金	-535,172
保有医療機関債	0	その他積立金	-535,172
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	0		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0	評価・換算差額等	0
その他の固定資産	17,209	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	-497,172
資産合計	1,126,716	負債・純資産合計	1,126,716

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他○○」を選択すること。

法人名 医療法人社団御幸会
所在地 熊本市南区御幸笛田二丁目15番6号

医療法人整理番号 01356

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位 : 千円)

科目		金	額
事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,297,277
2 事業費用			
(1) 事業費	154,781		
(2) 本部費	1,283,403		1,438,184
本来業務事業損失			140,907
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			140,907
事業外収益			
受取利息	11,903		
その他の事業外収益	23,244		35,147
事業外費用			
支払利息	10,409		
その他の事業外費用	98		10,507
経常損失			116,267
特別利益			
固定資産売却益	4,471		
その他の特別利益	0		4,471
特別損失			
固定資産売却損	156,786		
その他の特別損失	435		157,221
税引前当期純損失			269,017
法人税・住民税及び事業税		388	
法人税等調整額		0	388
当期純損失			269,405

(注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示) 。
2 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3 . 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他 ○ ○ 」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人社団御幸会
所在地 熊本市南区御幸笛田二丁目15番6号

医療法人整理番号	01356
----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団御幸会

理事長 深見 光樹 殿

私（注１）は、医療法人社団御幸会の令和５会計年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和６年５月３０日

医療法人社団御幸会

監事 花村 亨

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。